

大学共同利用機関法人自然科学研究機構クロスアポイントメント制度等の混合給与に関する規程

平成27年 3月 1日

自機規程第100号

最終改正 令和 2年 3月26日

(趣旨)

第1条 この規程は、国内外における人的交流を促進し、もって大学共同利用機関法人自然科学研究機構（以下「機構」という。）の研究力の活性化並びにその強化を推進するために実施するクロスアポイントメント制度等の混合給与（以下、「クロスアポイントメント制度等」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程においてクロスアポイントメント制度等とは、機構以外の機関（以下「相手機関」という。）との協定書等の締結に基づく、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 研究教育職員等（大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員就業規則（平成16年通則第2号）の適用を受ける研究教育職員、大学共同利用機関法人自然科学研究機構UR A職員就業規則（平成25年通則第6号）の適用を受けるUR A職員（特任専門員を除く。）及び大学共同利用機関法人自然科学研究機構年俸制職員就業規則（平成23年通則第5号）の適用を受ける年俸制職員（特任専門員を除く。）をいう。以下同じ。）が、機構における職員の身分を保有したまま相手機関の常勤職員として雇用され、機構及び当該相手機関の業務を行う場合。ただし、兼業によるものを除く。
- 二 相手機関の常勤職員である研究者が、当該相手機関における職員の身分を保有したまま機構の常勤職員として雇用され、当該相手機関及び機構の業務を行う場合。
- 三 研究教育職員等が、決められた時間数又は日数若しくは一定の期間（以下「時間数等」という。）、相手機関の非常勤職員として雇用される場合で、相手機関の業務を行った時間数等にかかる給与相当額については相手機関が支払い、機構はその相当額を減じて支払う場合。
- 四 相手機関の常勤職員である研究者が、機構の契約職員として雇用される場合で、機構の業務を行った時間数等にかかる給与相当額については機構が支払い、相手機関はその相当額を減じて支払う場合。
- 五 海外の研究者が、夏季などの無給となる一定の期間、機構において研究業務等を行う場合で、その期間について機構の年俸制職員（特任教員に限る。）として雇用さ

れる場合。

(承認)

第3条 前条に該当する機構職員又は相手機関の職員（以下「職員等」という。）にクロスアポイントメント制度等を適用しようとする場合は、役員会の承認を得なければならない。

(勤務時間の取り扱い)

第4条 クロスアポイントメント制度等を適用する職員等の勤務時間、休日等の取り扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員勤務時間、休暇等規程（平成16年自機規程第5号）の規定にかかわらず、機構と相手機関との協議により決定する。

(給与等の取り扱い)

第5条 クロスアポイントメント制度等を適用する職員等の給与、社会保険等の取り扱いについては、大学共同利用機関法人自然科学研究機構職員給与規程（平成16年自機規程第10号）の規定にかかわらず、機構と相手機関との協議により決定する。

2 前項に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度等を適用する職員等の勤務に関し必要な事項は、機構と相手機関との協議により決定する。

(協定書等の締結)

第6条 機構長は、職員等にクロスアポイントメント制度等を適用しようとする場合は、相手機関の長（相手機関の実情に応じ、職員等の給与に権限と責任を有し、職員等が業務を行う組織の長と読み替えることができる。この場合において、当条項における「機構長」は「機関の長等」に読み替えることができる。）と協定書等を締結しなければならない。

(職員等の同意)

第7条 機構長は、前条の協定書等の内容について、クロスアポイントメント制度等を適用しようとする職員等の同意を文書で得なければならない。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか、クロスアポイントメント制度等に関して必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日改正）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。